

第13章 その他

1. 土砂等の埋立て

千葉県は首都圏に位置し、比較的平坦な丘陵地が多いという特性や道路網の整備を背景に、県外から多くの残土が搬入され、産業廃棄物の不法投棄による土壌汚染や、無秩序な埋立てによる土砂の崩壊等の問題が起ってこまました。これらを防止するため、本市では昭和63年に「成田市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為の規制に関する条例（成田市残土条例）」を制定し、その後、平成9年に、3,000 m³以上の埋立てについては知事の許可を要する「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（千葉県残土条例）」が制定され、千葉県と協力体制のもと、埋立て事業者に対する監督・指導に努めてまいりました。しかしながら、その後もずさんな施工管理による法面崩壊や、悪質な事業者による無許可埋立てなどが行われ、多くの市民から更なる規制強化の要望がなされてこまました。このような中であって、平成15年3月、「市町村条例優先適用」の規定が盛り込まれた千葉県残土条例の一部改正が行われたのを機に、本市の残土条例の全面改正を行い、平成16年6月、新たに「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」が施行されました。

この条例の施行により埋立て事業は全て市条例が適用され、500 m³以上の場合は事業形態により「事業の許可」、「土質の許可」、「土質に関する届出」の手続きが必要となりました。また安易な土地の提供を防止するため、これまでどちらかという被害者的な立場であった土地所有者に対しても、共同事業者として事業者と同等の責務を負うことを明確化するとともに、事業の許可にあたっては、生活環境の保全、地域の安全の確保の観点から、事業者等に対し地域住民との十分な合意形成を義務付けています。

違法な埋立てを防止するため、市ではパトロールによる監視の強化に努めるとともに、引き続き関係機関と密接な連携をとり、埋立て事業主等に対し適正処理の指導強化を図ってまいります。

表 13-1 土砂等の埋立ての許可状況

年 度	許可及び届出件数	事業の許可 【第7条】	土質の許可 【第8条第1項】	土質に関する届出 【第8条第2項】
平成 16	9	1	1	7
17	10	2	3	5
18	17	5	4	8
19	12(2)	4(1)	7(1)	1
20	9(2)	4(2)	2	3
21	9(3)	1(1)	5(2)	3
22	8(2)	3(1)	4(1)	1
23	4(2)	2(1)	2(1)	0
24	11(4)	5(2)	5(2)	1
25	8(1)	0	5(1)	3

※ 表中の()は、左の数のうち変更許可の数

2. 空き地の適正管理

本市では、昭和 63 年 3 月に「成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例」を制定し、空き地の所有者や管理者に対して、当該地に雑草等が繁茂したままにならないよう適正に管理する義務を定め、自主的に雑草を刈り取ることなどをお願いしています。なお、雑草を刈り取る必要がある土地の所有者に対しては、期限を定めて刈り取りをするよう口頭・文書にて指導しています。また、草刈り機の貸し出しと草刈り業者の紹介を行っています。

表 13-2 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例に伴う苦情件数 (単位：件)

地 区	年 度	平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
成 田	苦情	27	26	36	30	34	36	31	41	29	31
	処理	20	23	27	27	32	34	28	39	29	30
公 津	苦情	34	31	20	30	28	14	26	19	20	29
	処理	24	29	18	27	28	14	24	18	20	29
八 生	苦情	3	4	4	2	4	8	3	6	5	2
	処理	2	4	1	1	3	7	3	6	5	2
中 郷	苦情	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0
	処理	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0
久 住	苦情	2	1	2	3	3	9	9	11	12	6
	処理	2	1	0	3	3	6	7	11	11	6
豊 住	苦情	1	1	0	1	4	3	2	1	1	4
	処理	1	0	0	1	3	3	2	1	1	4
遠 山	苦情	32	20	30	32	29	27	23	26	26	23
	処理	30	19	27	28	29	25	20	26	26	23
ニュータウン	苦情	15	14	12	18	14	16	21	22	18	20
	処理	10	12	11	16	14	15	21	21	18	20
下 総	苦情	—	—	7	6	6	4	5	19	10	17
	処理	—	—	4	3	4	4	4	14	10	16
大 栄	苦情	—	8	9	15	21	8	18	16	15	12
	処理	—	6	7	10	15	5	14	11	14	12
合 計	苦情	115	97	120	138	143	126	138	162	137	144
	処理	90	88	95	117	131	114	123	148	135	142

3. 放置自動車対策

車社会の進展に伴い、路肩や空き地等への自動車の放置は全国的な社会問題となりましたが、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」の施行により、その数は減少傾向にあります。しかしながら、ひとたび放置自動車が発生すると、地域的美観や市民の生活環境を損なうばかりでなく、放火やごみの不法投棄などの二次的犯罪を誘発するなど市民生活に悪影響を及ぼします。

本市では、平成12年3月に「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、同年7月から施行して放置自動車の所有者等に撤去の指導を行っています。

所有者が判明しない放置自動車については、「成田市放置自動車廃物判定委員会」において廃物との認定を得て、市で処分を行っています。

今後も自動車の所有者等に適正な廃車処分を行うよう呼びかけていくとともに、放置自動車については所有者等の責任において処分するよう指導してまいります。

表 13-3 放置自動車の処理状況

(単位：台)

年度	総数	処理台数	処理台数内訳		
			所有者で移動	警察で移動	市で移動・処分
平成 16	39	27	18	2	7
17	35	30	20	1	9
18	19	19	13	0	6
19	16	16	16	0	0
20	14	12	10	0	2
21	5	5	4	0	1
22	5	5	4	0	1
23	1	1	1	0	0
24	1	1	1	0	0
25	2	2	1	1	0

4. 苦 情

典型7公害の中では、大気汚染の苦情が最も高い比率を示していますが、全体的には廃棄物の不法投棄や草刈り（空地の雑草）など7公害以外の苦情が多数を占めており、この傾向は今後も続くと考えられます。

表 13-4 公害苦情の受理件数 (単位：件/ () 内の値は%)

年度	件数	典型7公害							左以外の苦情
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
平成 16	165	28 (17.0)	3 (1.8)	1 (0.6)	7 (4.2)	3 (1.8)	—	6 (3.6)	117 (71.0)
17	125	9 (7.2)	6 (4.8)	—	9 (7.2)	—	—	4 (3.2)	97 (77.6)
18	191	30 (15.7)	10 (5.2)	—	14 (7.3)	—	—	19 (10.0)	118 (61.8)
19	334	23 (6.9)	12 (3.6)	—	22 (6.6)	1 (0.3)	—	40 (12.0)	236 (70.7)
20	256	20 (7.8)	9 (3.5)	2 (0.8)	8 (3.1)	6 (2.3)	1 (0.4)	34 (13.3)	176 (68.8)
21	254	25 (9.8)	4 (1.6)	—	12 (4.7)	3 (1.2)	—	21 (8.3)	189 (74.4)
22	265	20 (7.5)	5 (1.9)	—	14 (5.3)	1 (0.4)	—	17 (6.4)	208 (78.5)
23	308	28 (9.1)	6 (1.9)	—	22 (7.2)	1 (0.3)	—	12 (3.9)	239 (77.6)
24	333	30 (9.0)	3 (0.9)	—	13 (3.9)	4 (1.2)	—	14 (4.2)	269 (80.8)
25	337	47 (13.9)	3 (0.9)	—	16 (4.7)	2 (0.6)	—	12 (3.6)	257 (76.3)

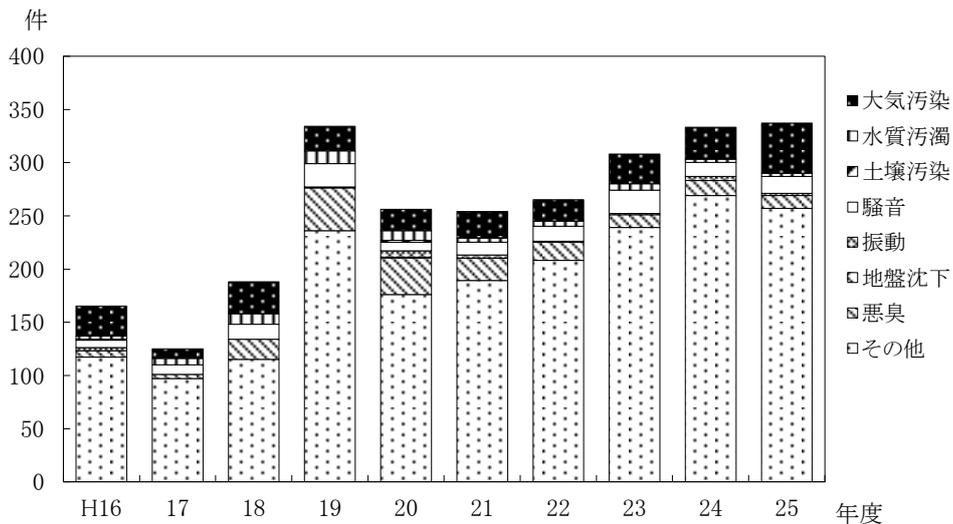


図 13-1 公害苦情の受理件数の推移